認証基準			
項目	基準		
認証区分	重点型	普及型	
保育等の 内容	団体等は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重し、こどもの状況や発達過程を踏まえた教育・保育を行うこと。		
自然体験 活動	1 3歳以上のこどもについて、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、長期休暇等を除き平均しておおむね週10時間以上となっていること。		
地域社会と の連携	活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること。		
安全確保	1 屋外でこどもの自然体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。 2 屋外でこどもの自然体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成し、必要に応じて見直す仕組みがあること。かつ、保育者と保護者に周知していること。 3 屋外でこどもの自然体験活動を行う際に、緊急事態(地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等)が発生した場合の避難などの対応方法について定められており、定期的に見直す仕組みがあること。かつ、保育者と保護者に周知していること。 4 屋外でこどもの自然体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。 5 屋外でこどもの自然体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との複数の連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。 6 こども及び保育者(公務員及びみなし公務員を除く。)が傷害保険に加入していること。かつ、団体等(国、地方公共団体及び国立大学法人を除く。)が損害賠償責任保険に加入していること。		

## 申請日において、次の各号の安全確保に 申請日において、次の各号の安全確保に 関する講習のいずれかを受講し、有効期限 関する講習のいずれかを受講し、有効期限 内の認定証等を保有する保育者が2人以上 内の認定証等を保有する常勤の保育者がいる いること(うち1人以上は常勤の保育者と こと。また、申請後においても同様とする。 する。)。また、申請後においても同様と ① MFA「チャイルドケアプラス」 する。 ② 上級救命講習 消防本部(局) ① MFA「チャイルドケアプラス」 ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十 安全確保に ② 上級救命講習 消防本部 (局) 字社 関する講習 ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十 ④ 小児救命救急法「子供のためのケア」 受講 字社 (EFR-CFC)④ 小児救命救急法「子供のためのケア」 ⑤ MFA「ケアプラス」 (EFR-CFC)⑥ 普通救命講習(Ⅰ~Ⅲ) 消防本部 (局) (認定証等が発行されるWEB講習を含 む。) (7) 救急法基礎講習 日本赤十字社 個人情報の 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、こどもや保護者の個人情報等、その他 業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。 保護 1 申請日時点の保育者と在籍するこどもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号 の基準をすべて満たしていること。 ただし、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園を いう。)、保育所(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。)、認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年 法律第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園をいう。) 又はその他の届出保育 施設(児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている施設をいう。)にあっては、 保育者の それぞれの従うべき基準によるものとする。 (1) 満4歳以上のこどもは、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。 人数 (2)満3歳以上満4歳未満のこどもは、おおむね20人に対し保育者が1人以上いる こと。 (3) 満1歳以上満3歳未満のこどもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。 (4)満1歳未満のこどもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。 (5) 保育者は、常時2人以上いること。 2 1クラスにつき1名以上は、幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者を配置する こと。 自然体験 屋外において自然体験活動を実施する際は、上記「保育者の人数」にかかわらず、保育者 活動におけ を必要に応じて加配(満3歳以上のこどもにあっては、おおむね6人から10人に1人程度 る保育者の が望ましい)するなど、十分な安全管理に配慮した人員を配置すること。 配置 1 県が開催する自然環境保育を行う上で 1 県が開催する自然環境保育を行う上で 研修(質の 必要な安全管理に関する研修に参加し、 必要な安全管理に関する研修に参加し、 担保) 又は、参加する予定の常勤の保育者が 又は、参加する予定の常勤の保育者が

いること。

いること。

	2 申請日以前の2年間に、自然環境保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等に参加し、又は、対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。 3 自然環境保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を1年につき1回以上	2 自然環境保育を行う上で有効であると 考えられる内部研修を1年につき1回以上 行っていること。
小学校との 連携	行っていること。 個々のこどもの在籍に関すること、健康状態に関すること及び育ちに関すること等 について記録を作成するとともに、在籍するこどもの就学に際して、当該小学校等と こどもに関する情報共有や交流を図ること。 なお、交流に当たっては、自然体験活動を通じた交流の機会の確保など、小学校との 積極的な連携を図ることが望ましい。	